

5 豊共募発第 19 号
令和 5 年 11 月 1 日

町会長・自治会長 各位

社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会
会 長 寺 田 晃 弘
(印 省 略)

「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」への協力について (お願い)

謹啓 初秋の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬご厚誼を賜り、厚く御礼申し上げます。

12 月 1 日より「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施致します。

つきましては、募金活動へのご協力をお願い申し上げます。

また、赤い羽根共同募金同様、募金を納入するゆうちょ銀行口座について、窓口受付分に限り現金取扱い手数料等が免除となります。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 期 間 令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日
 2. 募金方法 町会、自治会単位で取りまとめて豊島区民社会福祉協議会に納付してください
 3. 納付期限 令和 6 年 1 月 12 日 (金) まで にお願ひします
 4. 納 付 先 豊島区民社会福祉協議会総務課、東部区民事務所、西部区民事務所
- ※ 資材に同封しました『払込取扱票』のご利用をお勧めします
窓口での現金取扱手数料は免除となります
- ※ A T M、ネットバンキングの場合、手数料負担がありますのでご注意ください。

【連絡先】

豊島区民社会福祉協議会総務課 (板岡、佐藤)
電話 (3981) 2930

令和5年度 歳末たすけあい運動「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」実施要領

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

歳末たすけあい運動は、毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取組みに活用されています。

現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。またコロナ禍において、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあい「つながりを絶やさない」まちづくりが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、地域に根ざした福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

1. 目的

共同募金の一環として位置付けられ、区民の皆様の善意のご協力による「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施し、経済活動の低迷による貧困、社会的弱者の方々へ差別、社会的孤立など多様化する福祉ニーズや環境等の問題に対応するため、幅広い地域福祉活動を展開し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的とします。

2. 実施期間

令和5年12月1日～令和5年12月31日

3. 主催

東京都社会福祉協議会

実施主体

豊島区民社会福祉協議会

協賛

豊島区

豊島区町会連合会、豊島区各町会・自治会

豊島区民生委員児童委員協議会、豊民会

豊島区商店街連合会、豊島区高齢者クラブ連合会

4. 募金目標額

令和5年度目標額 9,500,000円

5. 募金方法

募金は、町会または自治会単位で取りまとめていただき、令和6年1月12日(金)までに豊島区民社会福祉協議会（総務課）までお納めくださいますようお願いいたします。

納付につきましては、『郵便振替払込取扱票』による振替の活用をお勧めいたします。

『郵便振替払込取扱票』ご利用の際は、金額、振込者住所・氏名をご記入の上、お近くの郵便局にお持ちください。窓口取扱いに限り手数料がかかりません。

6. 配分対象

(1) 地域福祉活動費として

(令和6年度使用分：募金総額の90%程度) 8,550,000円

- ・ハンディキャブ運行事業費
- ・ボランティア活動推進事業費
- ・ふくし健康まつり開催事業費
- ・障害者施設・団体等助成費

(町会・自治会が実施する地域福祉活動事業助成)

(2) 事務経費として

(令和5年度使用分：募金総額の10%以内) 950,000円

- ・町会事務経費
- ・委員会開催経費
- ・募金資材費

7. 経 理

本事業に関する経理は、「歳末たすけあい運動事業」サービス区分で処理いたします。

8. そ の 他

- ① 実施要領及び募金の配分については、実施委員会及び配分推せん委員会の承認を得て実施します。
- ② 募金に際しては、本運動の趣旨の周知方を図り、強制にならないようお願いいたします。
- ③ この運動についてのPRは、関係機関の協力を得て、ホームページや広報紙に掲載、ポスターの掲示等により行います。

募金についてのお問い合わせは、豊島区民社会福祉協議会 総務課までお願いいたします。

豊島区民社会福祉協議会 総務課

TEL 03-3981-2930 Fax 03-5954-7105

E-mail chiiki2@a.toshima.ne.jp

令和5年度

歳末たすけあい ・地域福祉活動募金

12月1日～12月31日

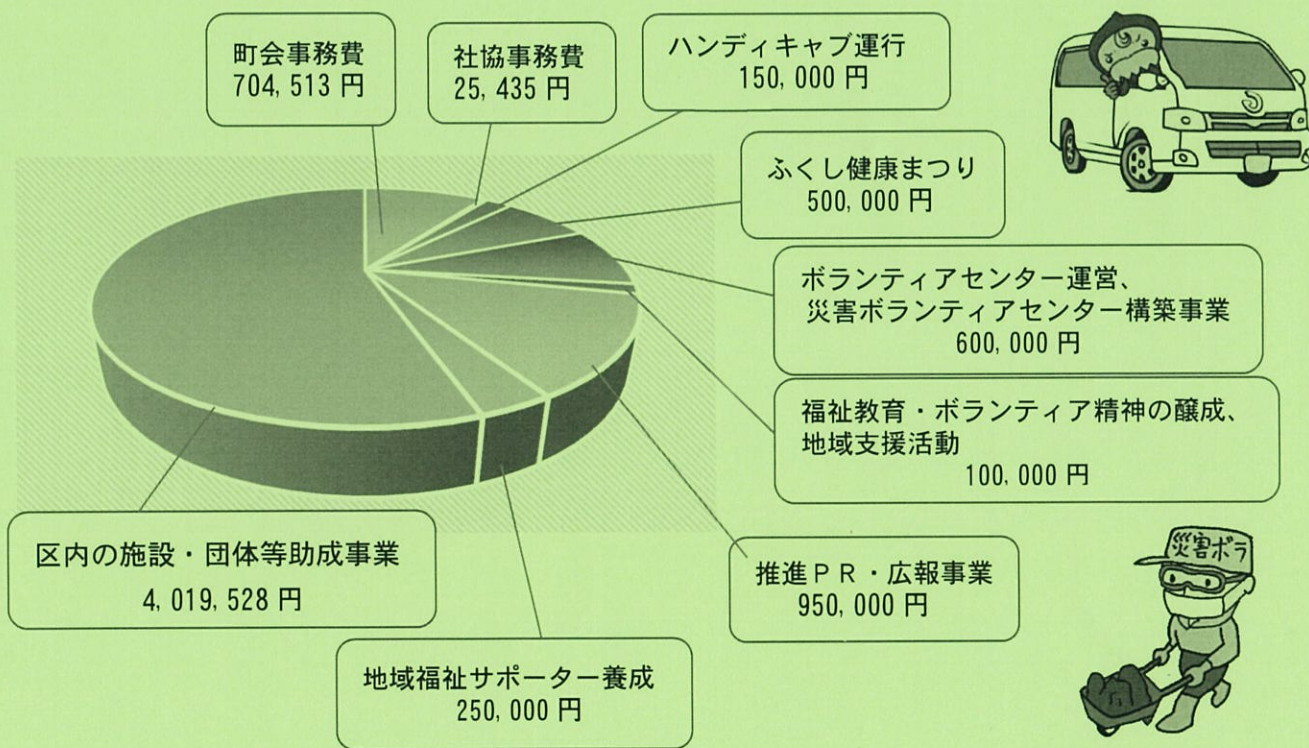


豊島区民協キャラクター
ふくじい

歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は
地域の福祉活動の推進に
有効に使わせていただきます。
ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年度歳末たすけあい運動・地域福祉活動募金の使いみち

7,299,476 円



問合せ先 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 ☎ 03-3981-2930

歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動は、共同募金の一環として実施されています

令和5年度

「歳末たすけあい・ 地域福祉活動募金」

つながり ささえあう みんなの地域づくり



「枯れ葉のワルツ」大志田 洋子 Artbility ※この作品は障害者アーティストによる作品です

<https://www.tokyo-akaihane.or.jp>

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。
詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧いただけます。

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に感じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅かす様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根ざした福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

◆募金の使いみち

みなさんからお寄せいただいた募金は、この地域の「地域福祉活動費」や「見舞金」として配分されます。

「地域福祉活動費」は、地域の生活課題に応じて、下記枠内のような取組みに配分されます。

「見舞金」は、寝たきり高齢者や認知症高齢者を自宅で介護される世帯や、支援を必要とする世帯などへ配分されます。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」 ■小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」 ■町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成 ■災害ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催 ■生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など |
|---|--|

令和4年度の東京都全体の配分実績総額は3億8,021万円で、内訳は「地域福祉活動費」が3億2,774万円、「見舞金」が5,247万円でした。区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」(<https://www.tokyo-akaihane.or.jp>)で検索いただけます。

見舞金
(13.8%)

地域福祉活動費
(86.2%)

◆地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

北区 ひとり親世帯応援事業

ひとり親世帯を応援するための交流事業として、夏休み親子バスハイクのほか、ひとり親ならではの悩みを話し合う事が出来る交流会等を実施しています。

参加された方からは「この事業に参加して、夏休みの思い出が作れました」「久しぶりに親子でゆっくりとした時間が過ごせました」など、大変ご好評をいただいております。

八丈町 給食サービス事業

八丈町社会福祉協議会では、島内各地域の方々にご協力いただきながら、週に1度、安否確認を兼ねて、在宅高齢者宅へお弁当を配食する給食サービス事業を実施しています。

令和4年度は、歳末たすけあい運動の配分金を事業費の一部として利用させていただき、約4,400食のお弁当をお届けすることができました。

◆募金が配分されるまで

配分計画・

募金目標額の決定 (5月)

あらかじめ配分計画を立て、その計画の実施に必要な募金目標額を定めます。

募金活動の実施

(12月1日～31日)

協力者による各家庭への訪問や、自治会・町会等を通じた募金用封筒の回覧などが行われます。社会福祉協議会の窓口でも募金を受け付けています。

募金の配分

「見舞金」は募金年度内の12月～1月に配分されます。「地域福祉活動費」は翌年度の4月に配分され、1年間の取組みに活用されます。

◆歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

税制上の優遇措置の内容 ※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

(個人の場合)	<p>所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。</p> <p>○所得税に係る寄附金控除額 (下記①、②のいずれか)</p> <p>①所得控除 寄附金額 (年間所得の40%を限度とする額) - 2千円</p> <p>②税額控除 (寄附金額 - 2千円) × 40% = 所得税額からの控除額 (所得税額の25%が限度)</p> <p>※「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいい、「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。</p> <p>○住民税に係る寄附金税額控除額</p> <p>[寄附金額 (年間所得の30%を限度とする額) - 2千円] × 10%</p>
(法人の場合)	<p>株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。</p>

(お問合せ)

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎4階

TEL 03-3981-2930

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1
TEL 03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201
TEL 03-5292-3181